

3 事業者等への要請

関係団体等と協力し、緊急事態宣言に伴う時間短縮営業や休業要請の対象となる飲食店、大規模集客施設などへ必要な情報を周知する。

4 町有施設について

・下記施設の利用を一部変更する。

休館	利用時間を午後 8 時まで	その他
森町体験の里アクティ森 吉川キャンプ場カワセミの里 コテージ・アクティ 森町児童館 望月プラザ（もりの湯）	森町文化会館 森町総合体育館 町営グラウンド 学校体育施設 三倉総合センター 天方生活改善センター 一宮総合センター 園田総合センター 飯田総合センター 町民生活センター	森町立図書館 来館機会の減少を目的に本貸出を以下のとおり変更する。 貸出期間：14 日以内→28 日以内 貸出冊数：10 冊以内→20 冊以内

5 イベント等について

町が主催するイベントや会議等については、中止または延期を含めた開催方法の見直しを実施する。共催するイベント等についても、主催者に対し、開催方法の見直し等を働きかける。また、民間団体が主催するイベント等は、感染リスクを減らす開催方法や感染拡大防止策の徹底を呼び掛ける。

6 幼稚園・小中学校について

- ・園、学校での諸活動において、基本的な感染防止対策の更なる徹底や講話等により感染防止の意識の高揚を図る。
- ・中学校における部活動は、緊急事態措置を実施する期間における土日、祝日の部活動は中止とし、大会への参加については極力控える。

7 新型コロナワクチン接種について

緊急事態措置を実施する期間においても、ワクチン接種を予定どおり実施する。

8 その他

- ・この対応方針は、今後の新型コロナウイルス感染症の状況や国、県の動向を踏まえ、必要に応じて改定します。
- ・新型コロナウイルスに関する詳細情報につきましては、森町ホームページ>トップページ>緊急情報>「新型コロナウイルスに関する情報について」をご確認ください。



ホームページ
QRコード